

遠賀町の移住・定住支援情報

区分	事業名 又は 名称	内容	対象者	事業期間	特記事項	担当課係・事務所等	電話番号	ホームページのURL
住宅に関する制度	遺賀町空き家バンク	空き家の所有者と空き家を利用したい方をつなぐシステムで、空き家所有者からの登録希望があった空き家のみ、情報提供を行っています。	空き家所有者、空き家利用希望者	通年		都市計画課 都市計画係	093-293-1317	http://www.town.onaga.lg.jp/kurashi/utakuicho/akiva_bank.html
	中古住宅流通定住奨励金	新たに取得した住宅とその敷地が中古住宅の流通に係る場合、後に課税される固定資産税課税相当額を奨励金として3年間交付します（各年度上限15万円、千円未満切捨て）。 ○対象となる住宅取得 ①令和2年4月1日以降に中古住宅を購入 ②平成31年1月1日以降に購入した中古住宅を解体し、令和2年4月1日以降に住宅を新築 ③平成31年1月1日以降に住宅を解体した更地で、従前からの地目が宅地の土地住宅用地を取得し、令和2年4月1日以降に住宅を新築	○町外から転入し、対象期間に遠賀町内で中古住宅（左記参照）を取得し、居住している方 ○町内で借家、アパート、家族等の所有する家に住んでいた方で、対象期間に新たに中古住宅（左記参照）を取得し、居住している方	令和2年4月1日～ 令和7年3月31日	・敷地面積は上限330㎡（超える場合は按分） ・併用住宅は、面積按分した居住部分に係る固定資産税相当額（土地も同様） ・3世代同居世帯は、特例で4年間交付 ・単に住宅を建て替えた場合や住み替えは対象外 ※建て替えの前で世帯員が増加する場合は、対象になります。 ・相続等により、購入を伴わない場合は対象外	企画政策課 広報係	093-293-1304	http://www.town.onaga.lg.jp/kurashi/utakuicho/cyuko_utaku.html
	合併処理浄化槽設置補助金交付事業	合併処理浄化槽を設置する場合設置費の一部を補助します。	居住を目的とした住宅又は小規模店舗を併設した住宅（住宅部分の床面積が2分の1以上であるもの）	通年	・建売不可 ・補助対象区域限定	都市計画課 下水道管理係	093-293-1314	http://www.town.onaga.lg.jp/kurashi/iosesuido/ios02.html
	水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給事業	排水設備工事の融資あっせん及び利子の補助を行います。	公共下水道等への代替工事をする方	通年	利子の50%を補給	都市計画課 下水道管理係	093-293-1314	http://www.town.onaga.lg.jp/kurashi/iosesuido/ios08.html
	遺賀町結婚新生活支援補助事業	町内の住宅取得費用、住宅買費費用及び引越費用の一部を補助します（上限30万円）。	令和3年1月1日～令和4年3月18日の間に婚姻届を受理され、夫婦の所得合計額が400万円未満で、夫婦共に39歳以下の新婚世帯	令和3年4月～ 令和4年3月		健康こども課 子育て支援係	093-293-1254	http://www.town.onaga.lg.jp/kurashi/utakuicho/shinseikatsushien.html
	高齢者等住宅改造助成事業	高齢者等に配慮した住宅に改造する場合の改造費を助成します。	介護保険認定者等	通年		福祉課 福祉高齢者支援係	093-293-1294	http://www.town.onaga.lg.jp/fukushi/koreisha/fukushi/koreisha1.html
	子育てに関する制度	地域子育て支援拠点事業	親子遊びや母親同士の交流・相談の場「ぐっぴい」「おでかけぐっぴい」を運営(委託)しています。	就学前児童とその親	通年		社会福祉協議会	093-293-1919
妊婦健康診査補助		妊婦健康診査補助券を発行します（妊婦健診14回分と歯科健診1回分）。	町内在住の妊婦	通年		健康こども課 健康対策係	093-293-1253	http://www.town.onaga.lg.jp/ksodate/index.html
妊産婦、新生児訪問		助産師による家庭訪問を行います。	生後1～2か月の乳児と妊産婦	通年		健康こども課 健康対策係	093-293-1253	http://www.town.onaga.lg.jp/ksodate/index.html
乳幼児健診、相談、訪問、教室、予防接種		乳幼児健診、相談、訪問、教室を行います。	町内在住の住民	通年		健康こども課 健康対策係	093-293-1253	http://www.town.onaga.lg.jp/ksodate/index.html
児童手当制度		児童を養育している人に、以下の手当（一人当たり月額）を支給します。 ・3歳未満：15,000円 ・3歳～小学生：10,000円（第3子以降は15,000円） ・中学生：10,000円	中学生までの児童を養育している人	通年	児童を養育している人の所得が限度額以上の場合は、月額一律5,000円	健康こども課 子育て支援係	093-293-1254	http://www.town.onaga.lg.jp/ksodate/service/zidoteate/zidoteate1.html
一時預かり事業		家庭内保育が困難となる児童を一時的に保育しています。	保育所に入所していない児童	通年		健康こども課 子育て支援係	093-293-1254	http://www.town.onaga.lg.jp/ksodate/service/itiziteki/itiziteki.html
施設等利用給付・補足・給付費制度（幼稚園等） 保育料軽減制度（保育園等）		幼稚園等：所得や年齢等により、利用料を補助します ※上限があります。 保育園等：国の基準に比べて保育料を軽減します	就学前の児童を養育している親	通年		健康こども課 子育て支援係	093-293-1254	http://www.town.onaga.lg.jp/ksodate/service/mushoka/index.html
放課後児童健全育成事業		支援員による遊びや生活指導により児童の健全な育成を図ります（19時までの延長保育も実施）	親が昼間家庭にいない、小学校に就学している児童	通年		健康こども課 子育て支援係	093-293-1254	http://www.town.onaga.lg.jp/ksodate/service/gakudo/index.html
子育て短期支援事業		一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を乳児院等で預かります。	町内在住の児童	通年		健康こども課 子育て支援係	093-293-1254	http://www.town.onaga.lg.jp/ksodate/shien/tanki.html
ひとり親家庭等日常生活支援事業		ひとり親家庭等で一定の事由により、生活援助等が必要な場合に、家庭生活支援員の一時派遣等で、生活の安定を図ります。	ひとり親家庭等	通年		健康こども課 子育て支援係	093-293-1254	http://www.town.onaga.lg.jp/ksodate/shien/bosikatei/shien.html
子ども医療費支給制度		中学生までの入院・外来の自己負担が無料です。	町内在住の児童・生徒	通年		健康こども課 国保年金係	093-293-1239	http://www.town.onaga.lg.jp/ksodate/shien/nyuivrou.html
ひとり親家庭等医療費支給制度		ひとり親家庭の医療費を定額自己負担以外を助成します。	母子家庭ほか	通年		健康こども課 国保年金係	093-293-1239	http://www.town.onaga.lg.jp/ksodate/shien/bosikatei.html
高齢者・障がい者に対する制度	遺賀町福祉タクシー料金補助事業	重度の心身障がいがある人に対して、福祉タクシー利用券を24枚交付します（初乗り料金が無料）。 ※人工透析を行っている人は、72枚交付します。	住民基本台帳に記載されている在宅の重度障がい者で、以下の条件のいずれかを満たす前年度町民税非課税の方。 ①身体障害者手帳「1級」又は「2級」の交付を受けている人 ②療育手帳「A」の交付を受けている人 ③障害等級が1・2級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 ④難病の患者に対する医療等に関する法律第7条第4項に定める医療受給者証を有する人		（注）「在宅」とは、身体障害者福祉法にいう身体障害者養護施設その他これに類する施設で厚生省令で定めるものに収容されていない状態になります。	福祉課 障がい者支援係	093-293-1296	http://www.town.onaga.lg.jp/fukushi/shogaisha/fukushi/shogaisha3.html
	遺賀町重度心身障害者介護用品等支給事業	介護者の経済的な負担を軽減するため、重度の心身障がいがある人に対して、紙おむつ等介護用品を給付します。	町内に在住する65歳未満の在宅の重度の心身障がいがある人で、以下の条件を全て満たす住民税非課税の方 ①身体障害者手帳「1級」「2級」又は療育手帳「A」の交付を受けており、日常生活上常時他の者の介護が必要である ②遠賀町定める認定基準に該当し、日常生活で介護用品が必要である		【給付限度額】 ・本人及び世帯全員が住民税非課税：6,000円 ・本人は住民税非課税だが、世帯員に住民税課税者がいる：3,000円 ・本人が住民税課税：非該当	福祉課 障がい者支援係	093-293-1296	http://www.town.onaga.lg.jp/fukushi/shogaisha/fukushi/shogaisha3.html
	遺賀町重度障害者等日常生活用具給付事業	重度の障がいがある人等に対し、日常生活用具を給付します。	町内に在住する重度の障がいがある人 （注）対象になる用具とその対象者は、別途お問い合わせください。		障がい者等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの （注）原則1回限りとする。 補助基準額200,000円	福祉課 障がい者支援係	093-293-1296	http://www.town.onaga.lg.jp/fukushi/shogaisha/fukushi/shogaisha2.html

遠賀町の移住・定住支援情報

区分	事業名 又は 名称	内容	対象者	事業期間	特記事項	担当課係・事務所等	電話番号	ホームページのURL
高齢者・障がい者に対する制度	在宅高齢者等軽度生活援助事業	草取り・剪定等の簡単な日常生活の援助を行います。	在宅の高齢者単身世帯及び高齢者のみの世帯の介護保険認定者等	通年		福祉課 福祉高齢者支援係	093-293-1294	http://www.town.onaga.lg.jp/fukushi/koreisha/fukushi/koreisha1.html
	在宅ねたきり高齢者等寝具洗濯サービス事業	在宅の寝たきり高齢者の寝具洗濯、乾燥、消毒を行います。	在宅で要介護4・5の寝たきり高齢者等	通年		福祉課 福祉高齢者支援係	093-293-1294	http://www.town.onaga.lg.jp/fukushi/koreisha/fukushi/koreisha1.html
	介護用品給付サービス事業	自宅への紙おむつの配送サービスです。	常時おむつを必要とする在宅の要介護認定者等	通年		福祉課 福祉高齢者支援係	093-293-1294	http://www.town.onaga.lg.jp/fukushi/koreisha/fukushi/koreisha1.html
	高齢者記念品贈呈	長寿を祝い、記念品を贈呈します。	88歳及び100歳以上の住民	年1回		福祉課 福祉高齢者支援係	093-293-1294	http://www.town.onaga.lg.jp/fukushi/koreisha/fukushi/koreisha1.html
	緊急通報システム事業	簡単な操作により緊急通報受信センターへ通報できる緊急通報装置を設置します。	在宅の高齢者単身世帯・高齢者のみの世帯のうち、日常生活上常に注意が必要な要介護認定者・障がい者等	通年		福祉課 福祉高齢者支援係	093-293-1294	http://www.town.onaga.lg.jp/fukushi/koreisha/fukushi/koreisha1.html
	はいかい高齢者等SOSネットワークシステム	徘徊する認知症高齢者等の早期発見のための支援体制です。	高齢者の家族等	通年		福祉課 福祉高齢者支援係	093-293-1294	http://www.town.onaga.lg.jp/fukushi/koreisha/fukushi/minchisyos1.html
	配食サービス事業	定期的な自宅への弁当配達、利用者の安否確認を行います。	在宅の65歳以上の高齢者単身世帯と高齢者のみの世帯等	通年		福祉課 福祉高齢者支援係	093-293-1294	http://www.town.onaga.lg.jp/fukushi/koreisha/fukushi/koreisha1.html
	悠遊ひろば	体力・筋力の向上を図り、元気な体をつくることを目的とした教室です。	町内在住の住民	通年		福祉課 地域包括支援係	093-293-1293	http://www.town.onaga.lg.jp/kenko/kenkozukuri/kenkozukuri2.html
	いきいきクラブ	健康や生きがいづくりを目的とし、運動やレクリエーションを行います。	おおむね65歳以上で、介護保険の要介護認定を持たない高齢者	通年		福祉課 地域包括支援係	093-293-1293	http://www.town.onaga.lg.jp/fukushi/koreisha/fukushi/koreisha16.html
	各種健診、結果相談会、訪問、教室、高齢者予防接種	各種健診、結果相談会、訪問、教室、高齢者予防接種を行います。	町内在住の住民	通年		健康こども課 健康対策係	093-293-1253	http://www.town.onaga.lg.jp/kenko/index.html
重度障がい者医療費支給制度	重度障がい者の医療費の定額自己負担以外を支給します。	健康保険に加入している3歳以上の人で、以下の条件のいずれかを満たす方。 ①身体障がい者：身体障害者手帳「1級」「2級」 ②知的障がい者：IQ35以下（療育手帳A） ③重度障がい者：身体障害者手帳「3級」かつIQ36～50 ④精神障がい者：精神障害者保健福祉手帳「1級」等	通年		健康こども課 国保年金係	093-293-1239	http://www.town.onaga.lg.jp/fukushi/shogaisha/fukushi/shogaisha4-2.html	
平日夜間及び休日急患診療体制	遠賀中間休日急病センター	休日夜間の急病に対する電話相談や診察を行います。	町内近郊在住の住民	通年		健康こども課 子育て支援係	093-293-1254	http://www.town.onaga.lg.jp/kenko/shisetsu/shisetsu1.html
起業・創業に対する制度	起業支援施設設置事業	起業支援アドバイザーが常駐している企業支援施設P I P I T（ピピット）で、セミナー等を開催しています。	起業を目指す人、起業した人	通年		産業振興課 商工振興係	093-293-2616	http://pipit-onaga.jp/
	遠賀町空きテナント情報	登録希望のあった町内の空きテナントの情報を登録し、情報提供しています。	テナント所有者、不動産業者、利用者希望	通年		産業振興課 商工振興係	093-293-8233	http://www.town.onaga.lg.jp/machi/navi/vyubi/tenant/index.html
就農に対する制度	新規就農相談	新規就農相談者への総合的なアドバイスを行います。	町内での新規就農者	通年		産業振興課 農業推進係	093-293-1252	http://www.town.onaga.lg.jp/kuashi/nosei/shuno_01.html
	農地仲介・斡旋	農地の貸し手・売り手と希望者の仲介・斡旋を行います。	利用希望者	通年		産業振興課 農業推進係	093-293-1252	http://www.town.onaga.lg.jp/machi/navi/nogvo/shinki/index.html
	遠賀町新規就農者等支援家賃補助	50歳未満の新規就農者に対し家賃の半額（年間上限36万円）を3年間補助します。	町内農業法人の新規雇用者、町内の新規就農者	通年		産業振興課 農業推進係	093-293-1252	http://www.town.onaga.lg.jp/kuashi/nosei/shuno_01.html
防災・防犯に対する取り組み	防災行政無線の運営	災害等の予防や災害時における情報提供を行います。	町内在住・在勤者、滞在者	通年		総務課 防災安全係	093-293-1234	
	町内各団体による青パト防犯パトロール活動（あんしん地域づくり協議会）	町内各団体による青パト防犯パトロールを行っています。	町内在住の住民	通年		総務課 防災安全係	093-293-1234	http://www.town.onaga.lg.jp/boasai/bohan/bohan/aonato/index.html
公共交通	遠賀町コミュニティバスの運行	遠賀川駅を基点として、2台のバスで北部と南部の路線を8の字を描くように運行しています。 ○運賃（前払い、全区間定額制） ・中学生以上：200円 ・小学生、60歳以上の高齢者、障がい者：100円 ・乳幼児：無料 ※通勤・通学定期券や回数券もあります。	町内外者全員対象	12/31～1/2を除く 通年		都市計画課 都市計画係	093-293-1317	http://www.town.onaga.lg.jp/kuashi/kotsu/riyou/index.html
体験交流施設	陶芸・パン・めん工房	ふれあいの里内の施設を利用できる	利用希望者	年末年始、月曜を除く 通年		ふれあいの里	093-293-2030	http://www.town.onaga.lg.jp/fureai/index.html
	研修センター	ふれあいの里内の部屋を利用できる（宿泊可）	利用希望者	年末年始、月曜を除く 通年		ふれあいの里	093-293-2030	http://www.town.onaga.lg.jp/fureai/index.html
	浴場	ふれあいの里内の風呂を利用できる	利用希望者	年末年始、月曜を除く 通年		ふれあいの里	093-293-2030	http://www.town.onaga.lg.jp/fureai/index.html
	屋内運動場	ふれあいの里内の施設を利用できる	利用希望者	年末年始、月曜を除く 通年		ふれあいの里	093-293-2030	http://www.town.onaga.lg.jp/fureai/index.html
	民俗資料館	ふれあいの里内の施設の見学ができる	利用希望者	年末年始、月曜を除く 通年		ふれあいの里	093-293-2030	http://www.town.onaga.lg.jp/fureai/index.html
	ふれあい農園	ふれあいの里内の農園の貸付 ①一般園場（21㎡）：年9,600円／画 ②棚式園場（5㎡）：年4,800円／画 ※①②ともに、水、草、残野菜処分費込み、農具貸出付きです。	利用希望者	通年		ふれあいの里	093-293-2030	http://www.town.onaga.lg.jp/fureai/index.html